

○盛岡市母子生活支援施設条例

昭和62年 3 月 23 日 条例第10号

改正

平成10年 3 月 26 日 条例第12号

平成16年12月27日 条例第50号

令和 8 年 3 月 26 日 条例第14号

盛岡市母子生活支援施設条例

盛岡市母子生活支援施設条例（昭和26年条例第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、母子生活支援施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第 3 項の規定により、母子生活支援施設を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立かつら荘	盛岡市住吉町 1 番51号

（定員）

第 3 条 盛岡市立かつら荘の入所定員は、規則で定める。

（損害賠償）

第 4 条 母子生活支援施設に入所した者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第 5 条 母子生活支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。ただし、次条第 1 項の申請がなかったとき又は同条第 2 項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の手続）

第 6 条 母子生活支援施設の管理について、法第244条の 2 第 3 項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- （1）市民の平等な使用が確保されること。
- （2）サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第7条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第8条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第9条 指定管理者の行う母子生活支援施設の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報などを適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第10条 母子生活支援施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、母子生活支援施設の管理に関すること。

(事業報告書の提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 入所者の数及び世帯数

(3) 管理経費の収支状況

(4) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、母子生活支援施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第50号抄）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 附則第3項及び第4項（第1条の改正規定に限る。）の規定 公布の日

（２） 第16条の規定 平成17年4月1日

2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。

3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和8年条例第14号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

改正

平成10年 3 月30日規則第19号

平成11年 3 月29日規則第20号

平成13年 3 月29日規則第25号

平成17年 3 月31日規則第37号

盛岡市母子生活支援施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡市母子生活支援施設条例（昭和62年条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(入所資格)

第 2 条 母子生活支援施設に入所することのできる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第 1 項本文の規定による保護を行うこととされた者とする。

(保護制限)

第 3 条 市長は、母子生活支援施設に入所している者（以下「入所者」という。）が悪質な感染性の疾病にかかったときその他母子生活支援施設の管理上不適当と認める理由が生じたときは、当該入所者を退所させ、又は当該入所者の保護を停止するものとする。

(指定管理者の指定の手續)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市母子生活支援施設指定管理者指定申請書に母子生活支援施設の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項の規定による通知は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する場合にあつては盛岡市母子生活支援施設指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市母子生活支援施設指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第 5 条 指定管理者は、前条第 2 項の盛岡市母子生活支援施設指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を母子生活支援施設において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第 8 条第 1 項の市長が定める事項)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び母子生活支援施設の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

- 1 この規則は、盛岡市母子寮条例の施行の日（昭和62年4月1日）から施行する。
- 2 盛岡市母子寮条例施行規則（昭和32年規則第3号）は、廃止する。

附 則（平成10年規則第19号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第20号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第25号抄）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。